

土地境界実務研修

土地家屋調査士の問題解決能力を磨こう。

(皆で知恵をしばり、共創しよう。)

第二回業務研修
境界鑑定委員会

1. 日調連主催土地境界実務研修の概要

- * 「土地境界の専門化としての土地家屋調査士の確立に向けて」
- * 資料目録一覧参照

2. 沖縄地籍の変遷（地域の慣習・特徴）

- * 1609年（慶長14）薩摩藩、琉球侵攻～2005年（平成17）～法務局備え付け地図
- * 登記筆界の作法と地籍図（国調等）の作法

3. 土地境界鑑定（筆界特定の技法）

- * 鑑定とは
- * 筆界特定の技法概要

4. 日調連主催土地境界実務研修の総括

- * 「境界の専門家」としての土地家屋調査士の課題

2014.12.14-16
日調連実務講座～土地境界実務～

講座概要

「土地境界の専門家」としての確立
へ向けて

日調連主催「実務講座」

メインテーマ「土地境界実務」について

本年度、連合会が提唱する「境界紛争ゼロ宣言!!」は、土地家屋調査士がその業務を通じて、「境界紛争のない社会」を創設していく方向を示すものであるが、更に具体的に言うと、①分筆登記等の日常業務の中における筆界確認を正しく行うことによって境界紛争の芽を育てない、②調査測量の成果を「地図」等としてまとめあげて公示することによって境界関係の安定化に寄与する、③不幸にして境界紛争として顕在化した場合にも、さまざまな方法（筆界特定、ADR、裁判）によって解決しうるようにする——と言った全体としての業務展開を行うことによって「境界紛争ゼロ」に近づいて行くべきものであります。

土地家屋調査士が専門資格者として社会的な存在意義を発揮していくに当たって、「土地境界問題」は、その中核をなす大きな課題であると同時に、土地家屋調査士を「土地境界の専門家」として確立していくことが重要な課題であり、そのためには、関連する諸能力の獲得・研鑽が必要となります。

これらを踏まえ、本年度の「実務講座」は、そのメインテーマを「土地境界実務」として、それらの諸能力を獲得するための方向性を明らかにしていくこととします。

資料目録一覧

プログラム

(12月14日(日) 13:40~14:40)

実務講座の概要 「土地境界の専門家としての土地家屋調査士の確立に向けて」

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 宮 嶋 泰

(12月14日(日) 15:00~17:00)

特別講演 「土地境界問題解決への貢献のために

～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて」

講 師 東京地方裁判所 判事 江原 健 志 氏

(12月15日(月) 09:15~10:30)

講義1 「筆界と境界の法律論」

講 師 駿河台大学法科大学院教授 寶 金 敏 明 氏

(12月14日(日) 10:40~11:00)

事例紹介1 「筆界特定と訴訟」

日本土地家屋調査士会連合会 理事(業務部) 吉 崎 英 司

(12月14日(日) 11:00~12:00)

講義2 「筆界特定とADR」～調査・測量実施要領追録第4号の解説

日調連ADRセンター 副委員長 北 村 秀 実

(12月14日(日) 13:00~13:20)

事例紹介2 「国土調査により作製された地図と実務における境界確認の留意点」

日本土地家屋調査士会連合会 理事(研修部) 土 井 將 照

(12月14日(日) 13:20~13:40)

事例紹介3 「北海道の測量と地図」

日本土地家屋調査士会連合会 理事(研究所) 山 谷 正 幸

(12月14日(日) 13:40~15:10)

講義3 「土地家屋調査士の調査と表現について」

日調連筆界特定制度推進委員会 委員長 西 田 寛

* 「起案演習及びグループ討論」に係る資料は別添2に添付

日調連主催「土地境界実務」の目標

境界紛争ゼロ宣言（境界紛争のない社会）

- 日常業務の筆界確認を正しく
- 調査測量の成果公示で境界等の安定化
- 境界紛争してる場合にも、筆界特定・ADR・裁判により解決

総合的に解決する能力を獲得するための方向性を明らかにしていく

筆界と境界(資料1)

筆界(不登法123条)

境界

- 一筆の土地が登記された時に、その境を構成するものとされた2つ以上の点及びこれらを結んだ直線
- 筆界と同じ意味で用いられるほか、土地の所有権が及ぶ範囲を画する線という意味で用いられることがあります。その場合には、筆界とは異なる概念となります。

Answer
 境界特定制度
 Q & A

法務局では、不動産登記に関する業務を取り扱っています。この業務は、国民の基本的財産である不動産(土地または建物)について、土地の地目(宅地、畑、原野など)や地積(面積)、引当は建物の構造などの物理的な状況に加え、所有者あるいは、抵当権などの担保権の内容などを登記情報として記録した上で、登記事項証明書などにより公開するもので、これまで、不動産取引の安全と活発な経済活動の一環を担う重要な業務として発展してきました。

マイホーム建築の経験のある方または不動産取引に関わっている方などは多くご存じのことだと思います。

では、不動産登記の対象となっている土地について、その土地の範囲を区画するものとして定められた境(筆界)について争いがある場合、または、争いはないが筆界の位置が不明となった場合などに際し、法務局の筆界特定登記官が筆界の位置を調査しその位置を明らかにする「筆界特定制度」についてはご存じでしょうか。

今回、この制度に関するお問い合わせが非常に多くなりました。質問について、Q & A方式で事例を盛り交えた解説を掲載します。この機会に、筆界特定制度への理解が深まれば幸いです。

Q 筆界特定制度の「筆界」とは何ですか？

「筆界」とは、土地が登記される際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、隣接する土地の所有者同士の話し合い(合意)などによって変更することはできません。

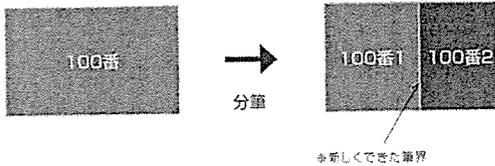
これに対して、一般的によく使用されている言葉に「境界」という言葉は「筆界」と同じ意味で用いられるほか、土地の所有権が及ぶ範囲を測る線という意味の場合には、筆界とは異なる概念となります。

筆界という言葉を理解しましょう。

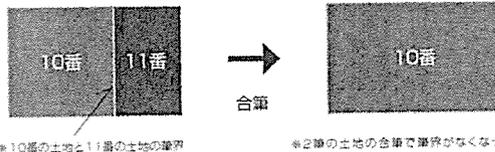
法律で「筆界」がどのように定められているのか確認した上で、「筆界」と「境界」の違いを説明したいと思います。

まず、不動産登記法では、ある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時に、その境を構成するものとされた2つ以上の点および、これらを結ぶ直線のことを「筆界」ということになっています。

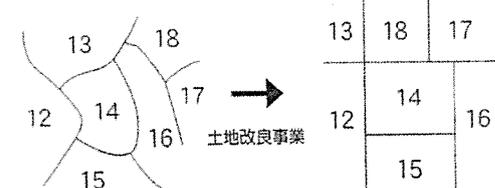
【図1】分筆



【図2】合筆



【図3】土地改良事業



土地が登記された時とは？
 沖縄県では、明治32年の沖縄県土地整理法の制定により、個人の土地所有権が認められ、その法律に基づいて実施された土地整理事業によって、一筆の土地およびその区画が創設されました。この当時の筆界を「原始筆界」ということがあります。

筆界が消失したとき
 筆界が消失したとき、消滅(図2)するなどして変更することもあります。

また、土地改良、区画整理事業などによって、従前は全く異なる筆界が新たに形成される地域(図3)もあります。

筆界の位置を調査し、分筆、合筆または区画整理事業の有無を確認し、一土地が登記された時「筆界」を整理する必要があります。

なお、沖縄県は先の大戦で全島が焦土と化し、地図の大半が焼失したため、地図を再製する事業が実施されました。しかし、戦争により地形が著しく変容している中で、土地所有権の認定作業や地籍調査が実施されたという特殊な事情もあり、原始筆界を探索するには困難な場合が多くありました。

次回はい、2つ以上の点およびこれらを結ぶ直線が筆界であることについて説明します。

洋風住宅 店舗内装 卸 資材専門

格安! 日本製にはないデザイン! コストダウン!!

卸値! アフターサービスも万全

- ・デザインタイル ・大型タイル ・モダンバスタブ
- ・人工大理石天板 ・ガラスモザイク ・デザインドア
- ・洋風洗面台 ・PVCシート ・ガラススタイル 他多数!

※弊社は郵販店ですので、業者を過しての購入をお願いします。ショールームはどなたでもお気軽にご見学ください。

資材(卸)センター ARUTA(株)

TEL:098-921-3131

【営業時間】AM9:00~12:00/PM1:00~6:00
 【定休日】日曜日 沖縄市知花4丁目35番13号

おかげさまで37年!

軍用地

仲介・買取り致します!

無料査定致します 担保付物件可!

私達にお任せ下さい!

沖縄県知事免許(4)第3030号 那覇市古島255番地(201)HPアドレス <http://kainanco.jp>

有限会社 **開南コーポレーション** ☎(098)884-4141

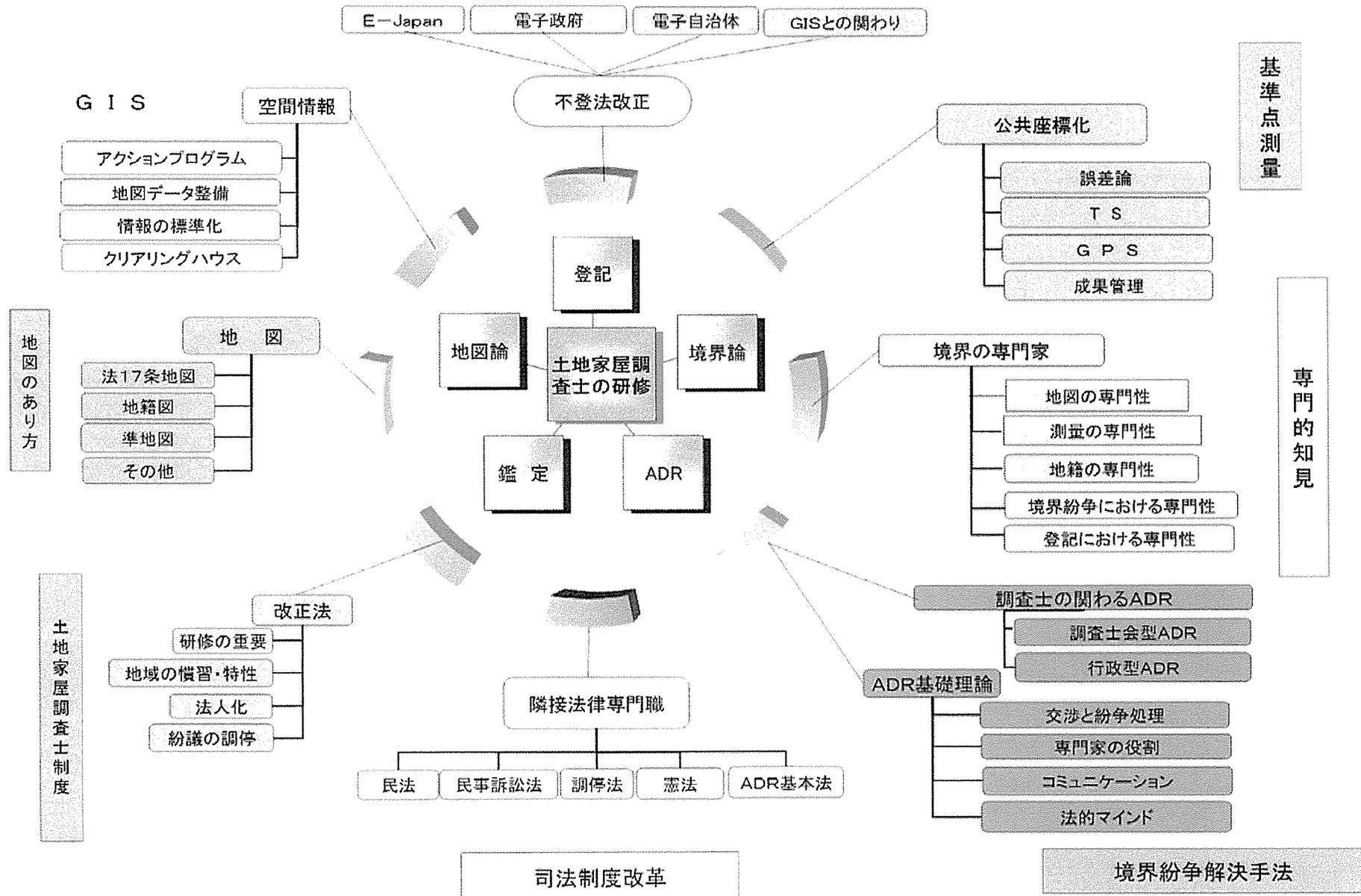
具体的に求められる能力＝本講座における 獲得目標

1. 資料の分析能力・・・西田講義、事例紹介
2. 境界に関する判断能力・・・寶金講義
3. 紛争解決への判断能力・・・江原講演、北村講義
4. 分析・判断結果に関する表現能力・・・起案演習、グループ討議

環境と研修マップ

土地家屋調査士の環境と研修

登記申請オンライン化



2、沖縄地籍の変遷

1609年(慶長14)薩摩藩、琉球侵攻～2005年(平成17)～

法務局備え付け地図



第2回業務研修

境界鑑定委員会

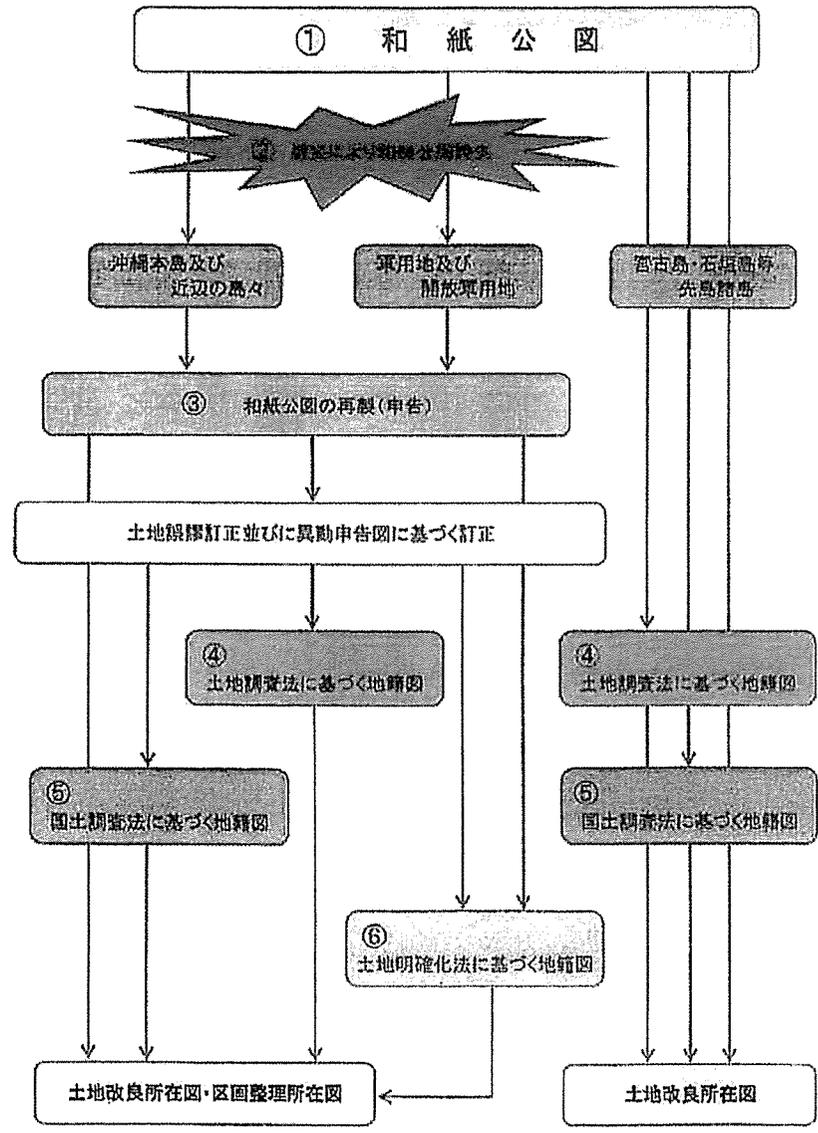
土地が登記された時とは？ (原始筆界はいつ？)

沖縄県では、明治32年の沖縄県土地整理法の制定により、個人の土地所有権が認められる。

戦争により地形が著しく変容している中で、土地認定作業や、地籍調査が実施されて、原始筆界を探索するには困難が伴う。

沖縄県における地図の成り立ち

※ 主な地図の流れ



沖縄県における地図・台帳等制度の沿革

①	<ul style="list-style-type: none"> 明治32. 4. 1 沖縄縣土地整理法が施行 明治36. 10. 31 土地整理事業完了 ※ 地籍明確化及び土地台帳・地図作成(13, 816枚)
②	<ul style="list-style-type: none"> 昭和15. 1. 16 第二次世界大戦に際して、琉球列島米国民政府に對して外島地籍地籍及びその資料の保管を同島米軍司令官の管轄に委嘱したる旨の通知を發せし。 昭和21. 2. 28 琉球列島米国民政府軍政本部指令第121号 土地所有権関係資料蒐集に関する件が公布 ※ 土地所有権認定事業に着手 昭和25. 4. 14 琉球列島米国民政府軍政本部特別布告第36号 土地所有権証明公布 ※ 土地所有権証明及び土地所有者の登記義務
③	<ul style="list-style-type: none"> 昭和26. 4. 1 中央土地事務所設置 ※ 沖縄縣政府法務部に設置し、土地の所有権の認定事業及び地図作成 昭和26. 7. 20 条例第38号 沖縄縣土地台帳条例 ※ 沖縄縣政府法務部法務課中央土地事務所において土地台帳附屬地図作成 昭和27. 4. 1 琉球列島米国民政府布告第16号(琉球列島米国民政府布告第8号の改正) 土地所有権公布 ※ 沖縄縣政府中央土地事務所及び登記所を臨時中央政府に移管 昭和29. 11. 9 琉球列島米国民政府布告第141号 所有者不明土地の登記
④	<ul style="list-style-type: none"> 昭和32. 11. 14 琉球政府立法第106号 土地調査法制定・公布 ※ 本土の「国土調査法」を母体として制定、沖縄の地籍調査業務促進 昭和33. 8. 11 土地調査法施行 昭和36. 規則第59号 土地調査法による不動産登記に関する規則 ※ 土地表示登記及び所有権登記名義人の変更登記を、法務局臨時土地調査庁送付の成果写に基づき登記所が実施
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37. 5. 10 立法第18号 測量法制定(昭和37年11月10日から施行) 昭和37. 10. 10 測量法施行規則(規則第129号)公布 ※ 昭和37年11月10日から適用。沖縄県地域内の測量基準点が設置 昭和46. 12. 31 法律第129号 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律 昭和47. 4. 27 政令第95号 沖縄の復興に伴う法務省関係法令の適用の特別措置に関する政令
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47. 5. 15 本土復帰 昭和52. 5. 18 法律第40号 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法 ※ 敷設、米軍接収等により土地の原形破壊、不明地域が対象 非軍用地は無因和解方式を採用

沖縄地籍の変遷								
項目	西暦	年号	地図等	書面	概要	留意点	備考・参考書籍等	
琉球王国	1609年 1610年	慶長14 慶長15			薩摩藩、琉球侵攻 薩摩藩、慶長検地(土地測量)			
	1644年 1645年 1649年 1702年	正保3 正保4 慶安2 元禄15	正保度琉球国絵図 元禄度琉球国絵図	悪鬼納島絵図帳 宮古八重山両島絵図帳	薩摩藩、島津光久により琉球に奉行等を派遣し調製 // 薩摩藩、正保の絵図帳を基に国絵図調製基準に沿って調製し慶安2年に清書 薩摩藩、正保の国絵図を基に悪鬼納島を沖縄島に変更するなど改訂	東京大学史料編纂所所蔵 国立公文書館内閣文庫に所蔵	沖縄県教育委員会 が「琉球国絵図史料 集」を刊行	
	1703年- 1707年		首里古地図・首里城 古絵図		製作年については推定			
	1737年- 1750年	元文2- 15	間切島針図 琉球国惣絵図(間切 集成図)		間切(今の市町村)ごとに1/3000縮尺の高精度で詳細。印部石(測量図根 点)を各間切に200~300個を設置し3~5人編成の測量隊を組んで測量 「間切針図」を約6万分の1に縮小して1枚の紙に収まるよう集成した	現存するものは1枚もないが、「真和志間切針図」の一部モノクロ 写真がある 6枚の「間切集成図」が発見されている(沖縄県博物館・美術館所 蔵)	沖縄の年号「乾隆」 印部石=ハル石	一般財団法人沖縄し またて協会、発行の 建設情報誌「しまた てい」No. 46~53の 歴史のコーナーに掲 載資料を参考
	1785年	天明5		量地方式集	高原景宅が著した琉球の測量指南書。測量機器や測量方法を具体的に解 説する	尚家旧蔵の書籍で現在那覇市所蔵		
	1796年	嘉慶1	琉球国之図 薩摩藩調製図		「間切集成図」をさらに縮小編集して1枚の沖縄諸島図約12万分の1の縮尺 で縦47.0cm、横85.3cmの紙に極彩色で描かれている 琉球国之図とほぼ同じに仕立てたものと思われる	尚財団所蔵 沖縄県立図書館東恩納文庫に所蔵		
	1838年	天保9	天保度琉球国絵図		薩摩藩、元禄度国絵図を諸国に改訂のために調査を要請し幕府勘邸所 において調製	国立公文書館内閣文庫に所蔵		
沖縄県	1872年 1879年	明治5 明治12			明治政府は琉球国を廃止して琉球藩を設置 琉球藩が廃止され沖縄県が誕生「廃藩置県」	明治政府は「旧慣温存」の施策を図り土地所有権は認められず		
	1898年 1899年 1903年	明治31 明治32 明治36	和紙公図		臨時沖縄県土地整理事務局が設置される 沖縄県土地整理法(法律第59号)が制定、4月1日から施行される 約5年の歳月を経て公図・公簿を作成	土地整理事業の準備として設置 土地整理事業を開始 土地整理事業が完了(土地台帳・地図作成13816枚)	沖縄県公文書館資料 「沖縄の地籍調査」	
	1944年	昭和19	和紙公図焼失 (先島を除く)		第二次世界大戦により公図・公簿は先島を除き殆ど焼失			
	1945年 1946年	昭和20 昭和21			終戦、米国軍政府の招集による沖縄諮詢会発足 土地所有権関係資料蒐集に関する件が公布 (琉球列島米国海軍軍政本部指令第121号)	土地所有権認定事業が始まる		
	1946年 1950年	昭和21 昭和25			沖縄民政府発足 沖縄群島政府発足		沖縄県における地図 の成り立ち (平成20年筆界特定室作成)	
	1951年	昭和25 昭和26	和紙公図の再製(申告)		琉球列島米国軍政本部特別布告第36号「土地所有権証明」公布 沖縄群島政府中央土地事務所設置 沖縄群島土地台帳条例第38号により土地台帳附属地図作成	土地所有権の認定証明及び土地所有者の登記義務 土地所有権の認定事業及び地図作成		
	1952年	昭和27 昭和27			1月1日琉球臨時中央政府設置、4月1日琉球政府創立 土地所有権公布(米国民政府布告第16号が公布され第8号の改正を図る)	中央土地事務所及び登記所を臨時中央政府に移管して、保管書 類等は4月1日に琉球政府へ引継がれる。	沖縄の地籍調査 (復帰20周年記念発行) 平成5年3月 沖縄県	
1954年 1957年 1958年 1961年	昭和29 昭和32 昭和33 昭和36			所有者不明土地の登記(琉球列島米国民政府布令第141号) 土地調査法(琉球政府立法第105号)を制定して公布 土地調査法施行 土地調査法による不動産登記に関する規則(規則第59号)	本土の「国土調査法」を母体 土地表示登記及び所有権登記名義人の変更登記を、土地調査 の成果写しに基づき登記所が実施			

	1962年 1962年	昭和37 昭和37		5月10日測量法(立法第18号)制定、11月10日から施行 10月10日測量法施行規則(規則第129号)公布、11月10日から適用	沖縄県地域内の測量基準点が設置	
	1963年	昭和38	土地調査法に基づく地籍図	地籍調査を本格的に着手		
	1972年	昭和47	国土調査法に基づく地籍図	本土復帰に伴い、国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)に基づく地籍調査は継続される。	琉球政府の行った地籍調査の成果は、本土の「国土調査法」により実施された地籍調査とみなす措置がとられた。 「沖縄の復帰に伴う経済企画庁関係法令の適用の特別措置に関する政令(昭和47年4月28日政令第101号)」	
	1977年	昭和52	明確化法に基づく地籍図	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(法律第40号)制定公布	「国土調査法」で地籍調査を実施する事が困難な境界不明地域の地積問題が処理されるようになる。	
	1988年	昭和63	法務局による17条地図作製	法務局における法第17条地図作製モデル作業を北谷町で実施	法務局職員による地図作製のため、その地図に係る知識習得研修として位置付けられたモデル作業	不登法第17条地図 作製作業記念誌 「21世紀への地籍図」 沖縄県公嘱協会
	1997年	平成 9	法務局による17条地図作製	法務省民事局長通知に基づく計画的実施を那覇市宇栄原で開始	2級基準点をGPS測量により実施	
	2005年	平成17	法務局による14条地図作成	不動産登記法の改正により法第14条地図作成となる		
法務局備え付け地図		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	法務局14条地図 位置境界明確化の地図 国土調査法の地図 土地改良法の所在図 土地区画整理法の所在図 公有水面埋立法の地図 営林署管轄地域 新住宅市街地開発法の所在図 地図混乱地域 台帳附属地図等	以下地図及び地図に準ずる図面 防衛庁 県 国調地籍図(原図)・再生図・副図・電子地図		

「流求」・「琉球」・「瑠求」

ウチナー・おきなわ・阿児奈波島・悪鬼納・沖縄

近代沖縄／琉球処分より

7/8

■「琉球」と「沖縄」 コラム Column

「琉球」の呼称は中国の古い資料にあらわれ、「流求」「琉求」「瑠求」の文字などがあてられています。「琉球」の表記は、14世紀に中山(ちゅうざん)王の察度(さつと)が、明に入朝したころから使用されるようになりました。

「沖縄」は古くから地元の人々が自称していた「ウチナー」からきており、文献では『平家物語』(長門本)にはじめて「おきなわ」の表現が用いられました。また、『唐大和上東征伝』に記されている「阿児奈波島」を歴史上の初見とする見方もあります。漢字ではそのほかに、「悪鬼納」などの文字もあてられています。

「沖縄」という文字の表記は、17世紀の薩摩の資料にすでに見られますが、新井白石が『南嶋志』で「沖縄」という字をあててから、一般的に使用されるようになったといわれています。

「琉球処分」による廃藩置県で、琉球藩が琉球県ではなく沖縄県とされたのも、琉球の呼称が中国からあたえられたものだったからです。

<根底に潜む難問=登記と地籍図の筆界認定の作法に違いがある>

	登記筆界の作法	地籍図筆界の作法
地籍の沿革	財政地籍（地租改正事業）	民事地籍（地籍編纂事業）
調査の重点	登記時点の筆界（法123条）	相隣接地所有者が合意する筆界
存在理由	筆界=取引・交換価値・強制執行・課税の指標	地図=事象をありのままに記述・情報化。所有者意思の投影
所有権界との関係	所有権界とは異なる「公法上の境界」として独自性を保持	筆界はあくまで所有権界を表象するものでしかありえない 母法=民法流
占有界との関係	一つの判定資料（占有界を軽視するのが、筆界原理主義）	重要な判定資料（占有界のみに頼るのが、悪しき現況主義）
判定の根拠規定	法143条	地籍調査作業準則30条1項
⇒ 主な資料	登記記録・公図・地形地物	慣習・筆界関係文書・所有者等の合意
証拠の調査	史料中心・入念	本人供述中心・迅速
無番地の境	記載せず（資金20頁=反対）	記載する
病理現象	筆界原理主義…原始筆界を全力で探求。1mmも動かさない	悪しき現況主義…修正主義を超え、現況のありのままを地図に記載する。
所管	法務省	国土交通省（市町村=自治事務）
共通認識	地籍図筆界は、登記筆界を高精度で再現するためのもの	

<補> 鮫島信行「新版・日本の地籍」（平23版=元国土調査課長）より抜粋⇒以下の記述に誤りがあるとまでは言えない。地籍図筆界作成者のスタンスを知って欲しい。

同 iii p 「境界の調査には原則として全ての土地の権利者が立ち会うので、隣地との境界が明らかになる」←筆界は合意で決まるとの基本認識？

同 66p 「実は地籍調査以外の方法によっても正確な地図を作ることができる。…換地により登記図と登記簿が一新されるため区画整理事業は地籍事業と同様の効果を持っている」←地籍調査担当者の意気込みを見事に物語っている？

同 104p 「修正主義による調査も現況主義による調査も結果は一致することが多いが、元々の筆界を超えて土地が占有されているような場合に、現況主義で調査すると権利の侵害が生じる恐れがある。このため一筆地調査では現況主義でなく、修正主義を採っている。」←権利侵害ささなければ（合意があれば）現況主義で良いとのトーンにも読める。登記筆界の観点からすると、そもそも現況主義は法論的に成り立つ余地がないはずだが？

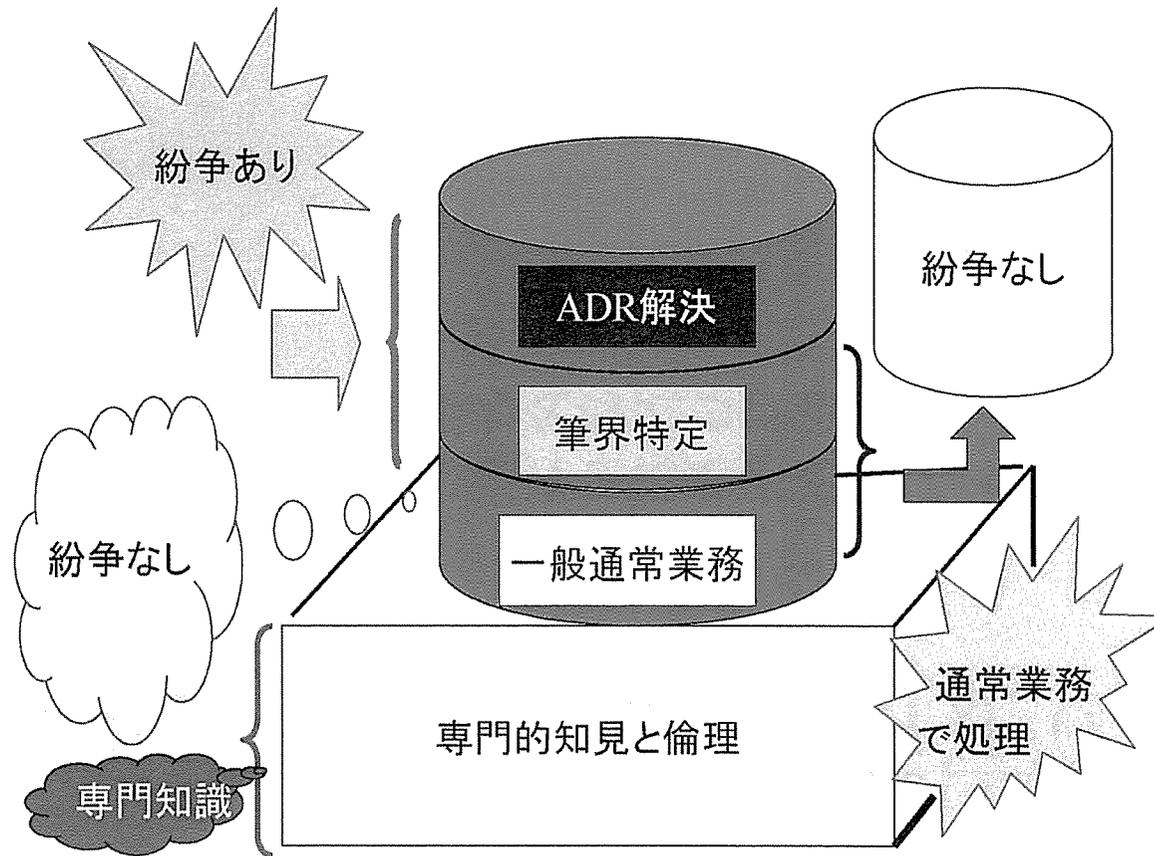
★いずれ、本日の「資金試論」だと、鮫島本と結論がかなり似てくることになる。

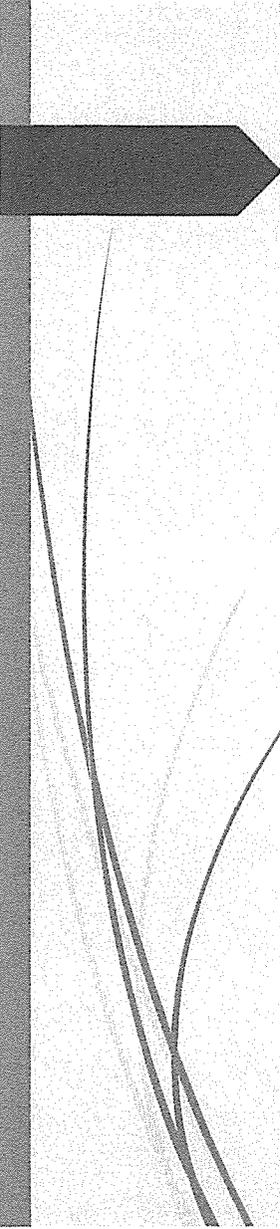
3、土地境界鑑定（筆界特定の技法）

目的 土地家屋調査士業務の筆界を特定する為に「総合的考慮」の技法と能力を身につける。

境界鑑定委員会

「鑑定」の質を持った筆界特定の必要性





鑑定とは

(鑑定義務) 民事訴訟法第212条

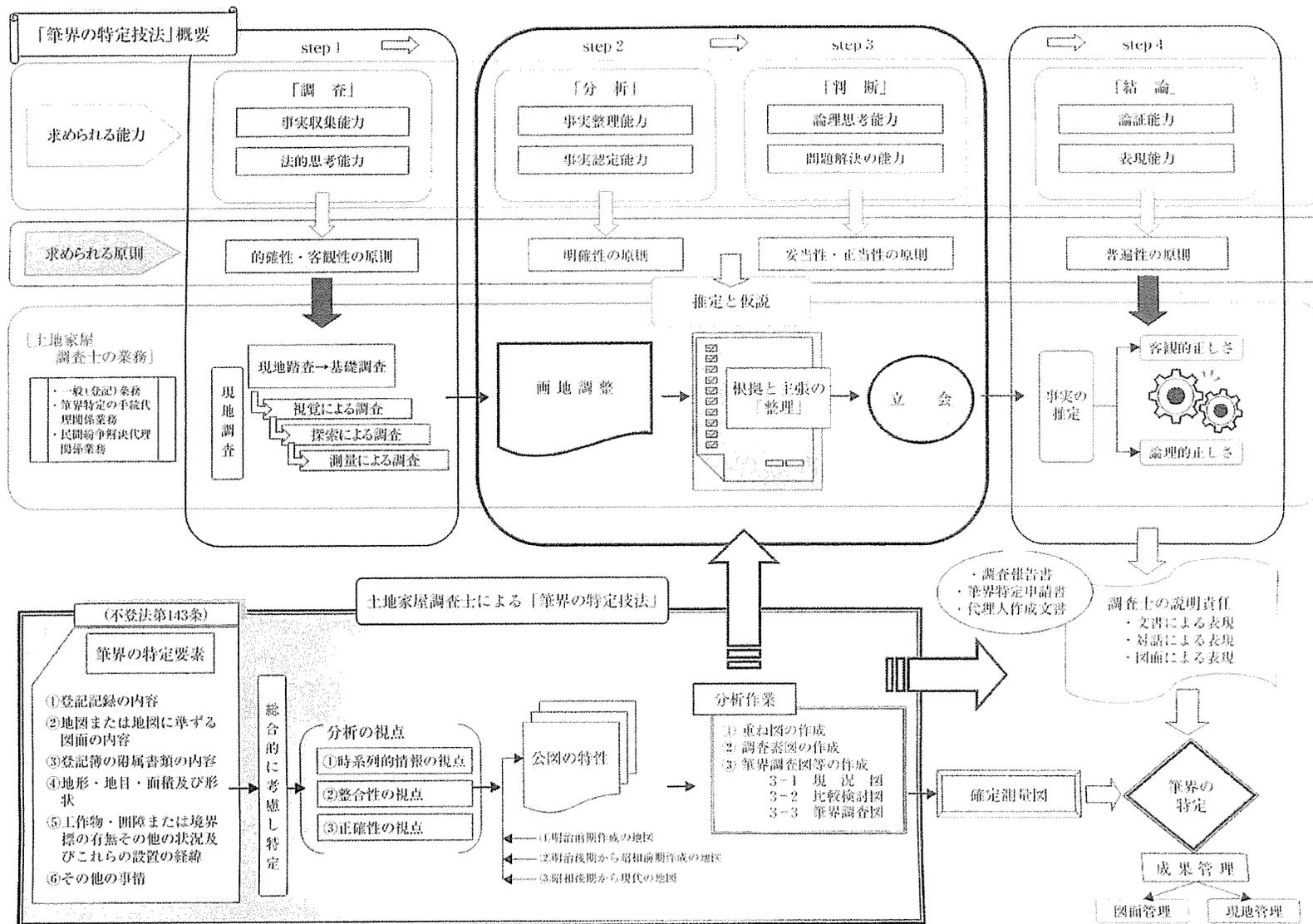
裁判に、必要な学識経験を有する者は、鑑定する義務を負う。

裁判で、専門的な学識経験を必要とする事柄について、学識と経験に基づいた意見を述べる裁判上の制度

専門的知識のほか、識見や価値観、更には人生観、高度な資質が必要

資格・人格・バランスが重要になってくる。

土地境界鑑定と境界問題は、土地家屋調査士にお願いすればいいと、国民に定着させることが重要である。

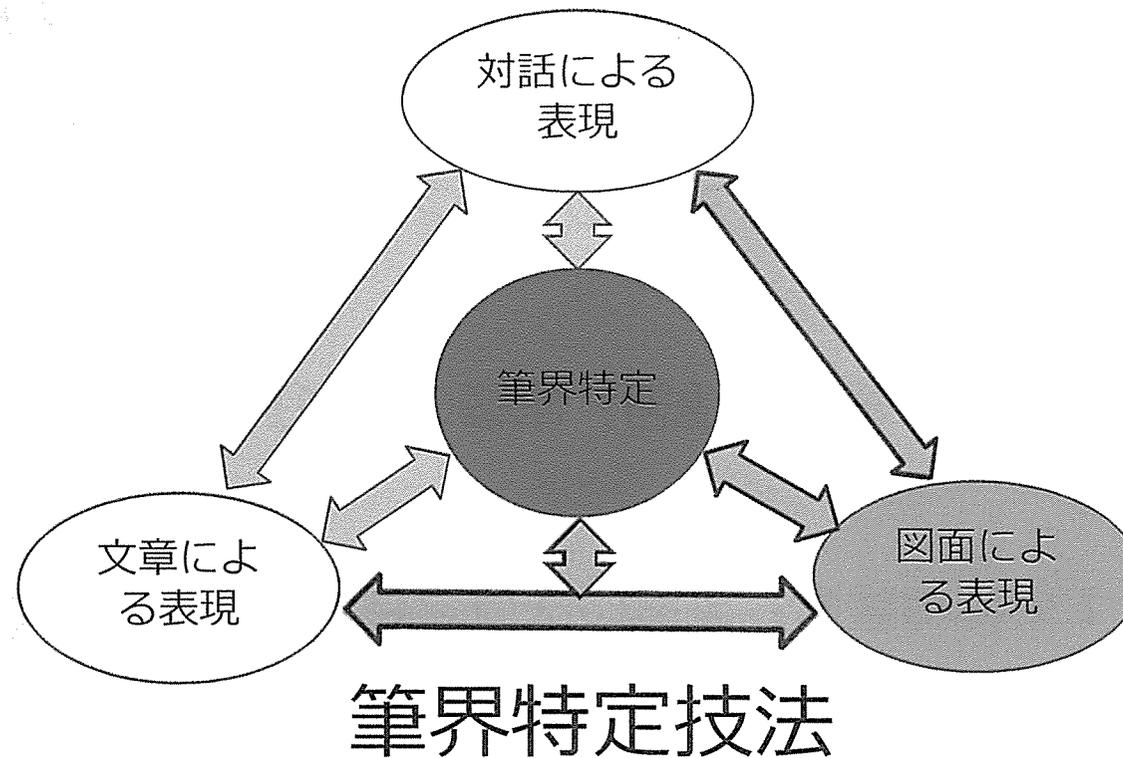




裁判所から求められる鑑定の種類

- (1) 釈明処分としての鑑定（民事訴訟法151条1項5号）
- (2) 検証の際の鑑定（民事訴訟法233条）
- (3) 証拠調べとしての鑑定（民事訴訟法212条以下）
- (4) 測量鑑定

境界鑑定に必要な表現



3つの表現能力が、必要不可欠で、結論として筆界の特定ができる。
その為の技法を磨く事が重要である。

3 総合的考慮

表1 筆界の特定要素の詳細項目（例）

筆界特定要素			
作業	筆界の特定要素基本項目	筆界特定要素資料 筆界特定抽出技法 ^(注5)	詳細項目
資料調査	① 登記記録・旧土地台帳	A. 登記簿	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地登記簿 ● 建物登記簿
		B. 閉鎖登記簿	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地閉鎖登記簿 ● 建物閉鎖登記簿
		C. 旧土地台帳	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧土地台帳(法務局管理)
	② 地図又は地図に準ずる図面類	D. 地図・公図	<ul style="list-style-type: none"> ● 現マイラー公図 ● 法14条地図
		E. 閉鎖公図 換地図	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局閉鎖公図 ● 換地所在図 ● 換地現形図
	③ 登記簿の附属書類の内容	F. 地積測量図、換地図等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地積測量図 ● 換地確定図 ● 分筆申告図 ● 建物図面
	⑥ その他の事情 (その他の資料)	G. 官公庁保管図面	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村管理公図 ● 市町村閉鎖公図 ● 仮換地図面・資料 ● 用地買収丈量図 ● 公共事業関係図
			H. 関係者間の境界合意等の書面
		I. その他の図面	<ul style="list-style-type: none"> ● 改租図 ● 地元所有公図 ● 一筆限図 ● 土地宝典
		J. その他の地積測量図	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間地積測量図

資料考察	① ③ 資料まとめ	K. その他の資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧土地台帳（市町村保管） ● 訴訟上の鑑定図面 ● 空中写真
		L. 分筆経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 分筆経過表 ● 分筆経過図
	⑥ その他の事情 (その他の資料)	M. 所有経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者経過表 ● 所有者経過図 ● 所有者別考察
現地調査	④ 対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状	N. その他の考察	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査素図 ● 公図面積読み取り図 ● 空中写真重ね図 ● 調査区域の判断
		O. 係争部分の利用形態の検討（過去・現在）	<ul style="list-style-type: none"> ● 小字別考察
	⑤ 工作物、四隣又は境界標の有無、その他の状況及びこれらの設置の経緯	P. 係争土地を含む周辺土地の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地目別考察 ● 空中写真との対比
比較考察	⑥ その他の事情 (資料調査と現地調査の比較考察)	Q. 関係者の占有状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物図面、課税台帳等資料との現地比較
		R. 境界標識又は構造物の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 現況調査図
		S. 登記情報と現地調査の比較考察判断	<ul style="list-style-type: none"> ● 分筆及び所有者経過年表と現地調査による総合的判断 ● 登記情報から得られる筆界情報
		T. 地図情報と現地調査の比較考察判断	<ul style="list-style-type: none"> ● 現況調査図 ● 公図との重ね図 ● 地番順考察とその検討 ● 地図情報から得られる筆界情報
		U. 測量図情報と現地調査の比較考察判断	<ul style="list-style-type: none"> ● 公簿面積比 ● 測量時における起点（基点）の明確化 ● 測量図情報から得られる筆界情報
V. 現場検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地権者の主張と調査資料との考察判断 		
W. その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種過去資料の復元と考察 		